

運委参第504号

平成24年1月27日

静岡県教育委員会

委員長 殿

運輸安全委員会

委員長 後藤 昇弘

カッター（船名なし）転覆事故に係る勧告について

本事故は、大雨、雷、強風、波浪及び洪水注意報が発表された降雨の状況下、カッター（以下「A船」という。）が、静岡県立三ヶ日青年の家（以下「本件青年の家」という。）における中学校の野外活動授業に使用され、通常の訓練方法である東コースによる指導員が乗船していない自主艇として浜名湖北岸沿いにとう漕訓練を行っていた際、風波が強まってとう漕が困難となり、本件青年の家の所長が、モーターボートで救助に赴き、A船を左斜航状態で、また、湖水がA船の左舷船首側から連続して打ち込む状態でえい航したため、佐久米南方沖を南西進中、滞留水が増加するなどして左傾斜が増したことで左舷側のオールが着水して左回頭し、その後、右舷側に座っていた生徒等の姿勢が崩れて左舷側に移動して左傾斜が更に増したことから、左舷舷端が没水し、湖水が船内に流入して左舷側から転覆したことにより発生したものと考えられる。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、本件青年の家でのカッター訓練に係る活動の安全を確保するため、株式会社小学館集英社プロダクション及び静岡県教育委員会に対し、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。

なお、この勧告に基づき講じた措置について、同法同条第2項の規定に基づき、文書をもって報告されたい。

記

- (1) 株式会社小学館集英社プロダクション

- ① 本件青年の家におけるカッター訓練の訓練中止基準及び訓練方法が、訓練参加者の経験等を踏まえたものとなるよう見直しを行い、次に掲げる事項を指導マニュアルに定めること。
    - a 気象注意報発表時の訓練中止基準
    - b 気象警報及び気象注意報発表時以外の天候不良時の訓練中止基準
    - c 天候不良時の訓練方法
    - d 訓練実施の可否及び訓練方法の決定時機（訓練中を含む。）
    - e 訓練実施中に訓練を中止した場合の措置
    - f 訓練における安全対策（警戒船の配置及び任務、気象情報の常時把握、カッターえい航時の措置等）
  - ② カッターのえい航救助に関する要領を含むカッター事故を想定した救助体制等を定め、本件青年の家の職員に対して定期的に訓練を実施させるとともに、救助機関等との連携強化を図ること。
  - ③ 本件青年の家の職員のカッター及び気象に関する知識の向上を図るとともに、訓練の安全確保に関する意識の高揚を図ること。
- (2) 静岡県教育委員会
- 本件青年の家におけるカッター訓練の訓練中止基準、訓練方法及び危機管理マニュアルが適切な内容であるかどうかを点検し、必要に応じて是正させるとともに、カッターのえい航訓練を行わせること。